

様

この度は、審査請求手続きの遅延により、大変なご迷惑をおかけしたことについて、重ねてお詫びを申し上げます。

また、先日は、わざわざ当省まで足をお運び頂き、ありがとうございました。

面会時に承ったご意見を踏まえて、法律を所管する総務省に報告した際に「進捗管理を徹底するよう意見されました。」ことを追記した書面を同封させていただきますので、ご査収ください。

なお、公印の押印についても、お話を頂いていたところですが、当省においては、業務の効率化、オンラインによる手続きへの対応などの観点から、公印省略を進めており、法令に基づく行政処分等以外については、公印を省略することとして取り扱っております。

今回、送付させて頂いた書面については、審査請求人である 様、手続きの遅延とその原因、再発防止策等について、ご説明するための書面でありますので、公印を省略させていただきました。

事情をご賢察のうえ、ご理解を頂ければ幸いです。

令和2年7月27日

道路局 国道・技術課  
企画専門官 森 大輔

問い合わせ先：国土交通省 道路局  
国道・技術課 森、北田  
03-5253-8492

事務局注 請求は個人名で行われており、 として名を伏せています。

審査請求人 ██████████ 様

### 今後の情報開示請求に係る審査請求への対応

このたび、横浜環状南線に関連した審査請求において、情報公開・個人情報保護審査会の答申から裁決書の送付まで最大約4年程度※要した事案がありました。

- ※
- |   |                 |                        |
|---|-----------------|------------------------|
| ① | 答申日:H26. 10. 16 | 裁決日:H31. 1. 7(1, 544日) |
| ② | 答申日:H26. 11. 14 | 裁決日:H31. 1. 7(1, 515日) |
| ③ | 答申日:H27. 4. 22  | 裁決日:H31. 1. 7(1, 356日) |

このようなことが生じたのは、職員の制度に対する認識や確認体制が不十分であったことなどが原因と考えております。

道路局では、今後、このようなことのないよう、本事案について道路局内で共有するとともに、情報公開制度の適正な運用について再度徹底しました。

また、あわせて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問、同審査会からの答申、その後の裁決など、審査請求にかかる手続きの進捗管理を徹底しました。

なお、情報公開制度を所管する総務省及び国土交通省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室に、本事案の経緯、対応について報告し、進捗管理を徹底するよう意見されました。

国土交通省 道路局